

監 第 8 号
平成 26 年 5 月 16 日

請求人 様

京都市監査委員	大	西	均
同	久	保	勝 信
同	西	村	京 三
同	海	沼	芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 26 年 4 月 10 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、平成 24 年当時の西京区役所区民部市民窓口課長ほか 1 名の職員（以下「本件課長等」という。）が、私物の書籍の郵送料金 1,380 円を京都市（以下「市」という。）の切手を使用して支払ったことは不正であるとして、上記金額の返還を求めるものである。
- 2 本件請求に係る請求書及び事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）の全趣旨によれば、請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 請求人は、戸籍事務に関する書籍 3 冊を西京区役所に郵送した。
 - (2) 上記(1)の郵便物が西京区役所に届いた際、本件課長等は、書籍の郵送料金受取人払分 1,380 円（平成 24 年 6 月 28 日分 580 円、同年 7 月 2 日分 500 円及び同月 9 日分 300 円）の支払に当たり、市の切手を使用した（以下「本件対象行為」という。）。
 - (3) 私物の書籍の郵送料金は個人負担であり、消耗品台帳より支出、すなわち、公金で支払うことは不正である。
 - (4) 役所に 1,380 円を戻してください。
 - (5) 本件対象行為について、平成 25 年 11 月 18 日付けで市の見解を得、平成 26 年 3 月に弁護士は警察に言う事件だと言った。今までは不適切事件と行財政局コンプライアンス推進室は回答していたが、不正事件と分かった。したがって、財務会計上の行為のあった日から 1 年を経過していることに

ついて、正当な理由がある。

3

- (1) 法第 242 条第 2 項の規定により、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないとされているところ、本件対象行為は、平成 24 年 6 月 28 日、同年 7 月 2 日及び同月 9 日に行われており、これらの各日から 1 年 9 箇月以上が経過した平成 26 年 4 月 10 日に提出された本件請求については、これらの財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後に提出されていることが明らかである。
- (2) この点について、請求人は、上記 2(5)のとおり、監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張する。
- (3) 法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされ（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 10 月 15 日判決）。
- (4) 事実証明書によれば、平成 25 年 11 月 18 日付けで行財政局コンプライアンス推進室及び西京区役所地域力推進室から請求人宛てに文書が送られているところ、当該文書によれば、請求人が戸籍事務に関する書籍 3 冊を西京区役所に郵送した際、平成 24 年 6 月 28 日、同年 7 月 2 日及び同月 9 日に、本件課長等が受取人払いの手続きを取り当該郵送料金を公費で負担したことについて、本件課長等を処分すべきであるとの請求人からの意見に対する市の回答として、当該郵送料金について本件課長等が公費で負担した旨の記載があることから、請求人は、遅くとも平成 25 年 11 月 18 日頃には、監査請求をするに足りる程度に本件対象行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。
- (5) そうすると、平成 25 年 11 月 18 日から見て 143 日後に提出された本件請求は、請求人が監査請求をするに足りる程度に本件対象行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に行われたものとはできない。

- 3 よって、本件請求は、対象とされている財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に提出されたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項に適合していない。